

消費生活相談員Ⅰ（会計年度任用職員）募集要項

項 目	内 容
1 職名	消費生活相談員Ⅰ（会計年度任用職員）
2 募集人数	1名
3 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
4 任用期間	令和8年9月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。（業務上の必要がなくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等）
5 勤務職場	市民生活部くらし安全課（消費生活センター）
6 職務内容	消費生活相談業務（消費生活に関する助言、あっせんその他相談関連業務）
7 応募資格・求められる能力	職務の遂行に必要な知識及び技能を有し、採用予定日現在で次に掲げる資格のうち、そのいずれかを有すること。 (1) 消費生活相談員（国家資格） (2) 独立行政法人国民生活センターが認定した「消費生活専門相談員」 (3) 一般財団法人日本産業協会が認定した「消費生活アドバイザー」 (4) 一般財団法人日本消費者協会が認定した「消費生活コンサルタント」 ・パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。 ・窓口や電話対応において、丁寧・誠実な接遇を行うことができること。 ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができること。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。 ・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。
8 勤務時間	週12時間勤務（週2日勤務） ・月曜日から金曜日：9時30分から16時30分までの間における6時間 ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
9 勤務しない日	・週休日（日曜日及び土曜日）（振替：無） ・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）
10 休憩時間	60分
11 休暇等	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2) 公民権の行使、慶弔休暇、産前・産後休暇などの特別休暇等があります。（※有給休暇と無給休暇があります。）
12 報酬額	時給 2,098円（地域手当に相当する報酬を含む）

	・常勤職員と同様に通勤手当相当報酬を別途支給 ・原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の21日に口座振込により支給
13 社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入 無
14 応募方法	申込書類を下記問い合わせ先に郵送又は持参してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。 (1)申込書類 会計年度任用職員申込書 資格証等の写し (2)申込期間 令和8年8月7日（金）まで ※持参の場合は申込期間の平日の8時30分から17時00分まで ※任用期間が重なる他の会計年度任用職員募集への併願はご遠慮ください。
15 問い合わせ	下記担当宛てお問い合わせください。 草加市役所市民生活部くらし安全課 住所：〒340－8550 草加市高砂1－1－1 電話：048－922－3607 担当：加藤

※ その他の勤務条件等は、草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。また、勤務条件等は令和8年1月時点のものであり、変更になる可能性があります。

※ 法改正等に伴う制度変更により、年度途中であっても、給与、勤務条件及び加入する社会保険制度が変更となる場合があります。